

愛知県立田口高等学校 校則について

令和6年3月5日改定

令和6年4月1日施行

令和8年4月1日一部改定

1 身だしなみ

(1) 制服

- ア 本校指定の冬服及び夏服とする。式典時は、ネクタイまたはリボンを着用する。
- イ 左胸に校章をつける。
- ウ 登下校は、原則制服とする。

(2) 頭髪

- ア 清潔感のある、自然な感じとする。
- イ パーマ・脱色・着色等の加工はしない。

(3) 靴

- ア 短靴とする。(革靴やランニングシューズ)
- イ サンドルやブーツ等は着用しない。
- ウ 屋内シューズは、クロックスタイプのスリッパか短靴とする。

(4) 靴下

- ア ストッキング等を使用する場合は、黒・紺・ベージュとする。
- イ ルーズソックス等は着用しない。

(5) 防寒具

- ア 手袋、マフラー、カーディガン、学校指定のウィンドブレーカーまたは実習用ジャンパー等とする。
- イ カーディガン等を使用する場合は、黒・紺・ベージュ・グレーとする。

(6) 制服・靴下等は、場面に応じて別途指示をする場合がある。

(7) 体育の授業や実習における服装は、学校指定のものを着る。

(8) 化粧や装飾品類（ピアス・ネックレス等）は着用しない。

(9) 以上の規定について、例外的な取扱いを受ける場合には、生徒指導部の許可を受けること。

2 校内生活

(1) 遅刻して登校した場合は、職員室で「入室許可証」を受け取り、教室に向かうこと。

(2) 在校中は外出してはならない。やむを得ず外出する場合には、生徒指導部の許可を受けること。

(3) 所持品には氏名・学年等を明記するなど、貴重品の管理には常に注意を払うこと。

(4) 漫画、雑誌、ゲーム機、菓子、ガム、危険物、タバコ等は学校に持ち込まない。所持が確認された場合は、一時学校で預かる場合がある。

(5) 携帯情報端末について

- ア 状況に応じた適切な使用を心掛けること。(教科担任の許可があれば授業での使用も可とする。)
- イ 上記アに著しく違反した場合は、携帯情報端末は、一時学校で預かる場合がある。
- ウ 携帯情報端末等を利用した「情報モラル」に関わる問題には、慎重かつ厳格な対応をすること。

3 校外生活

(1) 通学・交通安全

- ア 公衆道徳を遵守するよう心がける。駅やバス停留所におけるマナーを大切にする。

イ 交通規則・交通道徳を率先して守り、交通事故を防止する。

ウ 自転車（及び原動機付自転車）通学は、許可を必要とする。通学規則その他は4による。

(2) 外出・外泊

ア 午後11時以降は外出しない。（愛知県青少年保護育成条例）

イ 高校生としてふさわしくない場所（不健全な飲食店、ギャンブル場等）には出入りしない。

ウ 無断外泊はしない。

(3) その他

ア 薬物乱用、危険物等は絶対に所持・使用しない。

イ 暴力・恐喝・脅迫・その他の突発的事故の際には、速やかに学校または警察に届けること。

(4) アルバイト

経済的理由により必要があればアルバイトを認めます。アルバイトは各家庭での適切な管理において学校生活、進路実現に影響のない範囲において下記ア～ウの条件・規定を遵守すること。

ア 条件

(ア) 成績不振科目のないこと。

(イ) 特別指導中でないこと。（指導を受けた場合は、許可を取り消すことがある。）

(ウ) 校則を守り、田口高校の生徒として自覚と品位を持って行動すること。

(エ) 以下の注意事項を遵守すること。

・授業、学校行事、部活動、模試等を優先させること。

・試験週間中及び試験期間中はアルバイトをしないこと。

・学校から指示された際には、速やかに「アルバイト実施報告書」を提出すること。

イ 就業先の規定

(ア) 危険な業務かつ風紀が乱れていないこと。

(イ) 就業時間はおおむね午前8時から午後6時までとする。

(ウ) 宿泊を伴わないこと。

ウ 期間等の規定

(ア) 土日祝日のみとする。

(イ) 長期休業中は、休みの日数の半分以上内となるようにする。

(ウ) 有効期間は1年間とし、必要に応じて更新をする。

エ 申請の流れ

(ア) 担任・部顧問に理由を説明する。（担任から保護者に確認の連絡をする）

(イ) 担任から規則の確認後「学生臨時雇用契約書」を受け取る。

(ウ) 「学生臨時雇用契約書」を記入し、保護者・雇用者の許可印を押印の上、担任・部顧問にも押印をもらい生徒指導部へ提出する。

4 自転車通学

(1) 許可基準等

ア 自転車点検に合格した自転車を使用すること。

イ 交通法規を守り、正しいマナーで通学すること。ながら運転は絶対に行わない。

ウ 施錠・防犯登録をする。

エ ヘルメットを所有していること。※ヘルメットの着用は、努力義務です。

オ 事故や違反により警察官に指導された場合は、速やかに学校に連絡すること。

(2) 原動機付自転車による通学

愛知県の交通安全「四ない運動」（免許を取らない・買わない・乗らない・乗せてもら

わない)の主旨に則り、原則として全ての運転免許証の取得を禁止とする。しかし、交通不便であり通学が極めて困難と認められる生徒について、特別に原動機付自転車通学を許可する。

ア 通学許可規定

(ア) 本校が認めた山間部の地域に居住し、通学が極めて困難な者。または、最寄り駅、停留所までの距離が10km以上あり通学が極めて困難な者。

(イ) 部活動等のため、下校が極めて遅くなる者。

(ウ) その他、学校が定める規則を守ることのできる者。

イ 「通学許可願」の申請方法や、免許取得規則等の詳細については、生徒指導部に申し出て、説明を受けること。

5 普通自動車の免許取得

(1) 自動車学校入校条件

ア 卒業後の進路が決定していること。

イ 課題の未完了、成績不振科目のないこと。(成績不振者は通学期間が制限される。)

ウ 特別指導中でないこと。

(2) 入校を許可する自動車学校

ア ユタカ豊川自動車学校

イ 特別な理由により生徒指導部が認めた自動車学校

(注) 予餞会実施日以降は他の自動車学校に入校してもよい。ただし、自動車学校通学許可願を生徒指導部に提出すること。なお、泊を伴う自動車学校通学(「合宿免許」等)は認めない。

(3) 申込方法や通学における注意事項等については、「自動車学校入校説明会」(3年時の10月頃開催)に出席し、詳細を把握すること。

6 特別指導

校則や法規に違反した生徒には特別指導を課し、その行為の反省を促し、生徒の健全な育成を図る。特別指導は、その内容によって家庭謹慎・校長訓戒・生徒指導主事嚴重注意等の方法を取る。

7 諸手続

必要な場合は所定の用紙に保護者連名で学校に提出すること。

(1) アルバイト許可願

(2) 自転車・原動機付自転車による通学許可願

(3) 自動車学校通学許可願

(4) 学生割引証交付願・・・「旅客運賃割引証」(学割)を必要とする場合は、担任に申し出る。

(5) 異装許可願・・・やむを得ない理由で規定と異なる服装をしようとする時は、担任に申し出る。

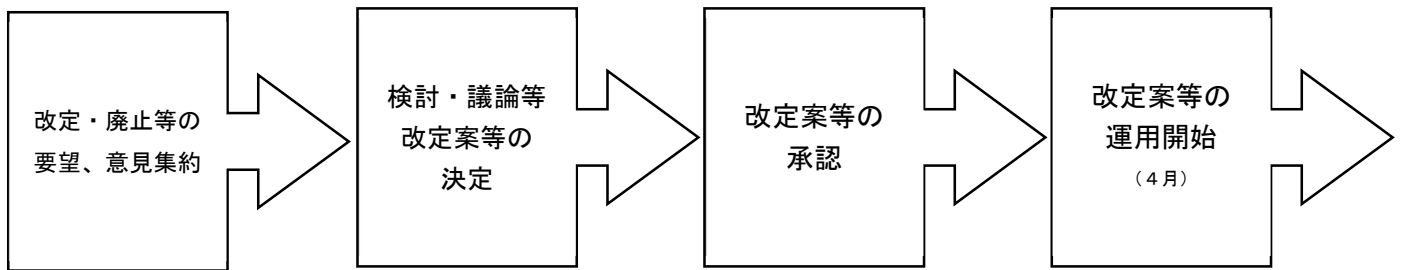
8 その他

校則は、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ、必要に応じて生徒及び保護者等の意見も参考に見直すこととする。

校則の改定又は廃止の手続き

令和8年4月1日施行

- 1 生徒会執行部は、アンケートその他適切な方法を用い、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改定又は廃止を求めることができる。
- 2 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、企画委員会等でその内容について議論・検討するものとする。
- 3 校長は、企画委員会等での議論を踏まえ、校則の改定又は廃止について決定するものとし、職員会議で改定案の承認を得る。
- 4 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に周知するものとする。
- 5 改定または廃止された校則の運用開始時期は、その都度判断することとする。



※改定・廃止のためのタイムスケジュール